

〈補助金、融資、奨励金〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大津市企業立地 促進条例	H18.4	○新増設・改築 事業所税の資産割の課税対象となる 工場等を建設する事業者	大規模工場等建設助成金 ○事業所税資産割相当額を助成 (対象床面積×600円/㎡) (5年間)
		○新増設・改築 投下固定資産額(土地取得費を除く) 中小企業 5,000万円以上 大企業 2億円以上	工場等建設助成金 ○工場等に賦課された固定資産 税及び都市計画税相当額の 1、2年目:100% 3～5年目:50%を助成
		○移設 インキュベーション施設から移転し て本市区域内の事業所を賃借する事 業者	インキュベーション施設発立地 促進助成金 ○賃借床面積×700円/㎡を助成 (年限度額:事業所賃借料の年額 の2分の1と次のインキュベー ション区分に応じて定める額を 比較していずれか少ない額 工場・研究所型:100万円 オフィス型:30万円) (3年間)